

参考資料 (地域密着型サービス)

- | | |
|--|-----|
| (1) 関連法令等 | P 1 |
| (2) 「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例」等の制定について | P 4 |
| (3) 建築物等に関する規程と手続き窓口一覧 | P12 |
| (4) 事業所等一覧（北九州市内） | P22 |
| (5) ユニット型特別養護老人ホーム整備チェックシート | P27 |
| (6) 介護報酬の算定方法について | P43 |

その他、応募にあたり必要な事項については必ずご確認ください。

公募にあたって、参考となる法令・基準等を列記していますので、必ずご確認ください。

主な関係法令

- (1) 介護保険法
- (2) 老人福祉法
- (3) 社会福祉法
- (4) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (5) 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

※ このほか、施設の立地場所の選定や建設等に関連する都市計画法、建築基準法、消防法、福岡県福祉のまちづくり条例等に係る規制も、必ずご確認ください。

主な関係省令・通知等

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日 厚生省令第39号)
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成12年3月17日 老企第43号)
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年3月14日 厚生労働省令第34号)
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
- 社会福祉施設における防火安全対策の強化について
(昭和62年9月18日 社施第107号)
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成12年3月8日 老企第40号）
- 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針
（平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号）

上記のほかにも、様々な通知やQ&Aが、「介護報酬の解釈¹単位数表編」、
「²指定基準編」、「³QA・法令編」に掲載されていますので、ご確認ください。

■主な参考文献

- 「介護保険制度の解説」 発行：社会保険研究所
- 「介護報酬の解釈¹」単位数表編」 発行：社会保険研究所
- 「介護報酬の解釈²」指定基準編」 発行：社会保険研究所
- 「介護報酬の解釈³」Q A ・ 法令編」 発行：社会保険研究所
- 「介護事業所のための介護給付費請求の手引き」 発行：社会保険出版社
- 「老人福祉関係法令通知集」 発行：第一法規株式会社
- 「個室ユニットケア型施設 計画ガイドライン」 発行：中央法規出版株式会社
- 「社会福祉法人設立・運営ハンドブック 2008 年版」 発行：中央法規出版株式会社

※ 改訂版等については、ご確認ください。

■主な参考ホームページ

- 独立行政法人 福祉医療機構 (WAM ネット) <https://www.wam.go.jp/hp/>
- 一般社団法人 日本ユニットケア推進センター <http://www.unit-care.or.jp/>
- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- 福岡県 (介護保険課、高齢者支援課) <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>
- 北九州市 (介護保険課) <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例」等の制定について

1 条例制定の背景

- 国による地域主権改革により、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法及び第2次一括法）」が施行され、関係法律の整備が行われました。
- これを受けて、これまで全国一律に定められていた、介護サービス事業の指定等に関する基準等について、権限移譲により、都道府県や政令指定都市等の条例で定めることとなりました。

2 厚生労働省令で示された基準の分類

今回、制定する条例は、規定する内容によって、国の基準と異なる内容を定めることの「許容の程度」が異なっており、下記に示すとおり、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3類型に分類されています。

政令指定都市等はこの分類に従い、それぞれの基準を条例で定めることとなっています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	法令に必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	法令を十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
例	従業者の員数 など	利用定員	居室定員 非常災害対策 など

3 基準条例制定の考え方

「2 厚生労働省令で示された基準の分類」で示した3類型を踏まえ、現行の基準を精査し、国の基準と異なる独自の基準を定める必要がある部分については、パブリックコメントでの意見、これまでの指導事例等を踏まえて検討を行い、制定しました。

4 条例の名称と構成

(1) 介護保険法関係

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

章・節	項目	対応する省令
第1章	総則	—
第2章	指定居宅サービス事業者等の指定の要件（法人格の有無）	介護保険法施行規則
第3章	指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員	—
第4章	介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	—
第1節	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第37号)
第2節	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日省令第34号)
第3節	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第38号)
第4節	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第39号)
第5節	介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第40号)
第6節	介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準	介護医療院の人員、施設及び整備並びに運営に関する基準 (平成30年1月18日省令第5号)
第7節	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日省令第35号)
第8節	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日省令第36号)

	第9節	<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</u>	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年省令第37号)
第5章		地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準	介護保険法施行規則
第6章		雑則	—
付則		なし	—

(2) 老人福祉法関係

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

章	項目	対応する省令
第1章	総則	—
第2章	<u>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</u>	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和41年7月1日省令第19号)
第3章	<u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</u>	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日省令第46号)
第4章	雑則	—

(3) 社会福祉法関係

北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

※ 対応する省令：軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
(平成20年5月9日省令第107号)

5 基準の概要

(1) 本市条例における基準の枠組み

本市条例で定める各基準は、以下の「(2)本市の独自基準」に記載している内容を除き、現在の厚生労働省令と同じ基準となっています。

なお、各独自基準の適用サービスの範囲については、別紙「独自基準適用表」をご確認ください。

※ 以下の説明中使用する用語について
「事業者」・・・施設も含まれます。

(2) 本市の独自基準

ア 非常災害対策（災害種別ごとの対応計画作成）

国の基準	あり（非常災害対策）
独自基準	【義務付け】 事業者は、 <u>火災・風水害・地震等の非常災害の種類ごとに</u> 具体的な計画を定め、関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを従業者に定期的に周知するとともに、これに基づく避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。
設定理由	東日本大震災等を踏まえ、利用者の安全確保を強化するためです。
説明	災害種別ごとに対応計画を作成するとともに、避難訓練等の実施を規定するものです。

イー① 地域との連携等（地域との交流）

国の基準	あり（地域との連携等）
独自基準	【努力規定】 事業者は、自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努めなければならない。
設定理由	地域に開かれた事業所運営を行っていくためには、日頃から自治会等の地縁による団体に加入するなどして、利用者と地域住民との交流の機会を設ける等、地域との連携を図っていくことが重要であるためです。
説明	「地域との連携」の1つの手段として、自治会等の地縁による団体へ加入することなどに努めなければならないことを規定するものです。

イー② 地域との連携等（災害時における自治会等との協力体制）

国の基準	あり（地域との連携等）
独自基準	【努力規定】 事業者は、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。
設定理由	非常災害時においては、地域での協力体制が不可欠なことから、自治会等との協力体制を築くことが重要であるためです。
説明	「地域との連携等」の一環として、非常災害時における自治会等との協力体制を築くよう努めなければならないことを規定するものです。

イー③ 地域との連携等（地域交流のためのスペース確保）

国の基準	あり（地域との連携等）
独自基準	【努力規定】 事業者は、地域との交流・連携を図るため、事業所及び施設内に地域交流のためのスペースの確保に努めなければならない。
設定理由	事業者は、事業の運営にあたり、地域との結び付きを重視し、

	積極的に地域住民との交流・連携を深めていく必要があるためです。
説明	事業所内において、地域との交流を図るためのスペースの確保に努めなければならないことを規定するものです。

ウ サービス記録の整備

国の基準	あり（記録の整備）
独自基準	【義務付け】 介護報酬請求に関連する記録の保存期間は、その記録にかかるサービスの提供に対する保険給付の支払いの日から5年とする。
設定理由	介護報酬の返還請求権は、公法上の債権として5年間の消滅時効が適用されるため、現行2年間の保存期間を5年間とする必要があるためです。
説明	介護報酬請求に関連する記録の保存期間を、その記録にかかるサービスの提供に対する保険給付の支払いの日から5年間とするものです。ただし、それ以外の記録については、国の基準どおり2年間とします。 ※ 経過措置として、条例の施行日（平成25年4月1日）において既に発生している記録の保存期間については、国の基準どおり2年間とします。

エ 暴力団員等の排除

国の基準	規定なし
独自基準	【義務付け】 事業者は、次のいずれかに該当してはならない。 (ア) 事業者または役員等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であること。 (イ) 暴力団員等を事業所の従業者又は補助者として使用していること。 (ウ) 暴力団員等が事業所の運営について支配していると認められること。 (エ) 事業者又は役員等が福岡県暴力団排除条例（以下「県条例」という。）の以下の規定に違反したことにより勧告（県条例第22条）を受けたにもかかわらず、それに従わず、その旨を公表（県条例第23条第1項）されてから2年以内の者であること。 【県条例が規定する禁止事項】 ● 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等に利益供与してはならない（県条例第15条第2項） ● 暴力団員が暴力団員であることを隠蔽する目的であることを知って、暴力団員に自己の名義を利用させてはならない（県条例第17条の3） ● 暴力団事務所の用に供されることとなることを知っ

	<p>て、自己の不動産を譲渡等する契約をしてはならない(県条例第19条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、他人の不動産を譲渡等する契約の代理又は媒介をしてはならない(県条例第20条第2項) <p>(カ) 事業者又は役員等が、県条例の以下の規定に違反することにより懲役又は罰金の刑に処せられ、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年以内の者であること。</p> <p>【県条例が規定する禁止事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 暴力団の威力を利用する目的で、あるいは暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員等に利益を供与してはならない(県条例第15条第1項)
設定理由	適正なサービス提供のため、事業者から暴力団員等を排除する措置を講じる必要があるためです。
説明	暴力団員等の排除について、これまでは要綱に基づき誓約書を提出していただいておりますが、平成25年度以降は、この条例の規定に基づいて提出していただきます。

オ 居室定員【介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、特別養護老人ホーム】

国の基準	<p>あり(設備)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 居室の定員は、1人。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ② 平成25年4月1日時点で、既に指定を受けている介護老人福祉施設(平成25年4月1日以後に増築又は改築された部分を除く。)については「4人以下」とする。
独自基準	<p>【義務付け】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①は国の基準どおりとする。 ②は、平成25年4月1日時点で既に指定を受けている施設(条例施行後に増築された部分を除く)は「4人以下」とする。 <p>※ 国の基準と異なる部分は、改築についても「4人以下」を認める部分です。</p>
設定理由	現在、多床室に入所している方については、施設の建替(改築)の際に、一定の配慮も必要であると考えためです。
説明	国の基準では、既設の施設であっても、「増築」「改築」する場合は「4人以下」が認められませんが、本市の独自基準として、「改築」する場合については、利用者の意向を確認した上で「4人以下」を認めるものです。

カ 霊安室の設置義務を解除【養護老人ホーム】

国の基準	<p>あり(設備)</p> <p>養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p>
------	---

	<p>一～十四 (略)</p> <p>十五 <u>霊安室</u></p> <p>十六 (略)</p>
独自基準	<p>【義務付け解除】</p> <p>必ずしも設けなくてもよいこととする。</p>
設定理由	<p>既存の施設において、霊安室としての利用がほとんどないためです。</p>
説明	<p>これまで、養護老人ホームについては、霊安室の設置が義務付けられていましたが、平成25年度以降は設置義務がなくなります。</p>

独自基準適用表

※介護予防サービスを含む

サービス種別		居宅介護支援	介護予防支援	居宅サービス										施設サービス				地域密着型サービス										
	サービス名			訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス
ア	非常災害対策(災害種別ごとの対応計画作成)							○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
イ・①	地域との連携等(地域との交流)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ・②	地域との連携等(非常災害時における協力体制)							○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	
イ・③	地域との連携等(地域交流のためのスペース確保)													○								○	○	○	○	○	○	
ウ	サービス記録の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エ	暴力団員等の排除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オ	居室定員													○												○		

○：独自基準が適用されるサービス

事業所等一覧（北九州市内）

平成31年4月1日時点の施設を掲載

【認知症対応型共同生活介護】

(H31.4.1時点)

No.	区	事業所名称	事業所の所在地
1	門司区	グループホーム 彩光苑	北九州市門司区矢管町6番18号
2	門司区	グループホーム なずな	北九州市門司区矢管町6番18号
3	門司区	グループホーム リラ	北九州市門司区小森江三丁目3番26号
4	門司区	グループホーム ひかりの道	北九州市門司区奥田五丁目1番18号
5	門司区	グループホーム 好日苑 大里の郷	北九州市門司区大里戸ノ上四丁目1番40号
6	門司区	グループホーム シライシップ	北九州市門司区柳町一丁目11番1号
7	門司区	グループホーム ひかりの丘	北九州市門司区上藤松三丁目2番1号
8	門司区	グループホーム 友愛	北九州市門司区青葉台6番1号
9	門司区	グループホーム ひまわり	北九州市門司区稲積一丁目12番27号
10	門司区	グループホーム きずな	北九州市門司区吉志一丁目41番1号
11	門司区	グループホーム なごみ吉志	北九州市門司区吉志一丁目8番42号
12	門司区	グループホーム 四季の郷	北九州市門司区吉志七丁目24番30号
13	門司区	グループホーム きしの森	北九州市門司区吉志七丁目20番28号
14	門司区	グループホーム えん	北九州市門司区田野浦二丁目9番33号
15	門司区	グループホーム たいよう	北九州市門司区大字大積1174番地の1
16	門司区	グループホーム かいせい	北九州市門司区錦町4番26号
17	門司区	グループホーム 谷町きょうわ苑	北九州市門司区谷町一丁目1番2号
18	門司区	グループホーム みどりのき	北九州市門司区大久保一丁目9番2号
19	門司区	グループホーム 潮風	北九州市門司区新開13番14号
20	小倉北区	グループホーム いこいの里 宇佐町	北九州市小倉北区宇佐町一丁目9番36号
21	小倉北区	グループホーム さくらんぼ	北九州市小倉北区上富野三丁目17番1号
22	小倉北区	グループホーム 秋桜	北九州市小倉北区上富野四丁目3番8号
23	小倉北区	グループホーム おむすび苑	北九州市小倉北区赤坂一丁目7番18号
24	小倉北区	ニチイケアセンター北九州神幸	北九州市小倉北区神幸町3番29号
25	小倉北区	グループホーム かがやき	北九州市小倉北区神岳二丁目10番14号
26	小倉北区	ふれあいの家 黄金	北九州市小倉北区黄金一丁目9番12号
27	小倉北区	ふれあいの家 貴船	北九州市小倉北区貴船町18番13号
28	小倉北区	ふれあいの家 さくら草	北九州市小倉北区白銀二丁目2番16号
29	小倉北区	グループホーム 三萩野	北九州市小倉北区白銀二丁目11番4号
30	小倉北区	グループホーム 馬借	北九州市小倉北区馬借一丁目6番40号
31	小倉北区	グループホーム 高峰	北九州市小倉北区高峰町3番3号
32	小倉北区	グループホーム 都の杜	北九州市小倉北区都一丁目12番12号
33	小倉北区	グループホーム ソレイユの丘	北九州市小倉北区中井一丁目7番14号
34	小倉北区	グループホーム たんぼぼの家	北九州市小倉北区中井五丁目6番28号
35	小倉北区	グループホーム ねむの郷	北九州市小倉北区清水五丁目11番35号
36	小倉北区	グループホーム 笑和	北九州市小倉北区泉台二丁目7番19号
37	小倉北区	グループホーム 琴音	北九州市小倉北区真鶴一丁目12番10号
38	小倉北区	グループホーム あんずの郷	北九州市小倉北区真鶴二丁目3番25号
39	小倉北区	ふれあいの家 到津	北九州市小倉北区下到津二丁目1番3号
40	小倉北区	グループホーム 花みずき	北九州市小倉北区篠崎一丁目9番6号
41	小倉北区	グループホーム リズム	北九州市小倉北区熊谷二丁目1番15号
42	小倉北区	グループホーム ひだまり	北九州市小倉北区片野四丁目23番2号
43	小倉北区	グループホーム ソレイユ北小倉	北九州市小倉北区西港町30番52号
44	小倉北区	グループホーム 桜ハウス	北九州市小倉北区上富野四丁目12番42号
45	小倉北区	グループホーム たのしい家小倉北	北九州市小倉北区中井五丁目3番11号
46	小倉北区	グループホーム かすみ草	北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目16番4号
47	小倉南区	グループホーム みどり	北九州市小倉南区上吉田三丁目16番1号
48	小倉南区	グループホーム ペル・エポック	北九州市小倉南区萬原東三丁目14番50号
49	小倉南区	グループホーム こうえつ苑	北九州市小倉南区沼緑町一丁目11番21号
50	小倉南区	グループホーム のんきさん・おたがいさま	北九州市小倉南区沼本町二丁目8番37号
51	小倉南区	グループホーム いそねの里	北九州市小倉南区中曾根東二丁目16番36号

No.	区	事業所名称	事業所の所在地
52	小倉南区	グループホーム ドレミ	北九州市小倉南区中曾根東四丁目14番6号
53	小倉南区	グループホーム はなまる	北九州市小倉南区中曾根一丁目4番10号
54	小倉南区	グループホーム さくら	北九州市小倉南区朽網西一丁目6番6号
55	小倉南区	グループホーム もみの木	北九州市小倉南区朽網西三丁目5番2号
56	小倉南区	グループホームサニーホーム	北九州市小倉南区長野本町四丁目1933
57	小倉南区	小倉南ケアセンター和が家	北九州市小倉南区津田一丁目5番16号
58	小倉南区	グループホームひかり	北九州市小倉南区長野東町11番16号
59	小倉南区	グループホーム 光生園	北九州市小倉南区葛原高松二丁目14番12号
60	小倉南区	なごみ 春ヶ丘	北九州市小倉南区春ヶ丘5番1号
61	小倉南区	グループホーム みちくさ	北九州市小倉南区重住二丁目6番58号
62	小倉南区	グループホーム なかよし	北九州市小倉南区東水町6番7号
63	小倉南区	医療法人かん養生クリニック グループホームこもれびⅡ	北九州市小倉南区鏡田若園三丁目4番9号
64	小倉南区	医療法人かん養生クリニック グループホームこもれび	北九州市小倉南区鏡田若園三丁目4番10号
65	小倉南区	グループホーム あかつき園	北九州市小倉南区石田町3番20号
66	小倉南区	グループホーム ふれあい家族	北九州市小倉南区徳力新町一丁目13番23号
67	小倉南区	グループホーム 憩いの家	北九州市小倉南区木下757番地の5
68	小倉南区	グループホーム美咲ヶ丘	北九州市小倉南区新道寺1085番地の1
69	小倉南区	グループホーム あしたば	北九州市小倉南区新道寺396番地
70	小倉南区	グループホーム第2ふれあい家族	北九州市小倉南区長行西二丁目2番17号
71	小倉南区	グループホーム高野	北九州市小倉南区高野五丁目11番1号
72	小倉南区	グループホーム双葉荘	北九州市小倉南区高野三丁目11番1号
73	小倉南区	グループホーム 吉兵衛どんの里	北九州市小倉南区徳吉南三丁目16番17号
74	小倉南区	グループホーム ふたばのその	北九州市小倉南区徳吉西一丁目20番15号
75	小倉南区	グループホーム メロディ	北九州市小倉南区上貫三丁目3番25号
76	小倉南区	グループホーム 悦和の郷	北九州市小倉南区沼緑町一丁目11番19号
77	小倉南区	グループホーム 好日苑 徳力の郷	北九州市小倉南区南方三丁目5番6号
78	小倉南区	グループホーム モンテラッセ	北九州市小倉南区蒲生二丁目4番11号
79	若松区	グループホーム けやきの杜	北九州市若松区西小石町17番27号
80	若松区	ふれあいの家浜町	北九州市若松区浜町二丁目7番6号
81	若松区	グループホーム わかくさ	北九州市若松区本町一丁目8番3号
82	若松区	グループホームいこい	北九州市若松区畑谷町6番18号
83	若松区	グループホームすずらんの家	北九州市若松区島田25番1号
84	若松区	グループホーム玄海の森	北九州市若松区有毛2933番地の6
85	若松区	ひびき荘グループホーム	北九州市若松区安屋3310番地の3
86	若松区	グループホーム 大正館	北九州市若松区花野路一丁目2番5号
87	若松区	グループホーム ひびきの虹色館	北九州市若松区ひびきの南一丁目2番3号
88	若松区	グループホーム ふき	北九州市若松区有毛1765番地
89	若松区	グループホーム ベイサイドわかまつ	北九州市若松区浜町一丁目19番1号
90	八幡東区	グループホームビートルズ	北九州市八幡東区白川町7番43号
91	八幡東区	グループホーム高見	北九州市八幡東区高見五丁目2番1号
92	八幡東区	グループホーム 山王	北九州市八幡東区山王一丁目15番1号
93	八幡東区	グループホーム牧水の丘Ⅱ	北九州市八幡東区東鉄町5番1号
94	八幡東区	グループホーム 牧水の丘	北九州市八幡東区東鉄町5番20号
95	八幡東区	グループホーム 森の家	北九州市八幡東区山路松尾町13番25号
96	八幡東区	ふれあいの家 清和苑	北九州市八幡東区清田二丁目12番38号
97	八幡東区	ふれあいの家 祝町	北九州市八幡東区祝町二丁目13番5号
98	八幡東区	グループホーム 八幡	北九州市八幡東区大蔵三丁目2番1号
99	八幡東区	グループホーム大蔵	北九州市八幡東区大蔵三丁目2番1号
100	八幡東区	ニチイケアセンター東田	北九州市八幡東区東田一丁目3番11号
101	八幡西区	ふれあいの家 桃園	北九州市八幡西区陣山一丁目1番11号
102	八幡西区	グループホーム いきいき桜苑	北九州市八幡西区山寺町3番16号
103	八幡西区	グループホーム黒崎	北九州市八幡西区東王子町7番8号
104	八幡西区	グループホーム もやい	北九州市八幡西区竹末一丁目10番15号
105	八幡西区	グループホーム 蓬莱	北九州市八幡西区森下町27番38号
106	八幡西区	グループホーム愛八幡	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目7番7号鷹ノ巣ビル4F
107	八幡西区	あおぞらの里 グループホーム黒崎	北九州市八幡西区東鳴水三丁目6番1号
108	八幡西区	グループホーム やまびこ	北九州市八幡西区町上津役東三丁目10番16号
109	八幡西区	グループホーム グローバルケアⅡ	北九州市八幡西区中の原一丁目4番7号
110	八幡西区	グループホームいなほ園	北九州市八幡西区町上津役東二丁目21番44号

No.	区	事業所名称	事業所の所在地
111	八幡西区	ニチイケアセンター下上津役	北九州市八幡西区下上津役二丁目1番21号
112	八幡西区	グループホーム ふくじゅそう	北九州市八幡西区本城四丁目7番46号
113	八幡西区	八幡西ケアセンター和が家	北九州市八幡西区御開三丁目9番53号
114	八幡西区	グループホーム きらめき	北九州市八幡西区本城東一丁目1番27号
115	八幡西区	サポートセンター本城グループホーム	北九州市八幡西区本城東六丁目1番16号
116	八幡西区	グループホームのぞみ	北九州市八幡西区陣原三丁目2番1号
117	八幡西区	グループホーム折尾東	北九州市八幡西区丸尾町6番22号
118	八幡西区	グリーンリーフ瀬板	北九州市八幡西区則松東二丁目1番12号
119	八幡西区	いきいき良花居	北九州市八幡西区東折尾町16番10号
120	八幡西区	風の里 グループホーム	北九州市八幡西区里中二丁目17番13号
121	八幡西区	グループホーム華里	北九州市八幡西区八枝三丁目12番10号
122	八幡西区	グループホーム ひだまり	北九州市八幡西区浅川一丁目2番6号
123	八幡西区	グループホーム グローバルケア	北九州市八幡西区藤原三丁目10番15号
124	八幡西区	グループホームこの葉	北九州市八幡西区三ツ頭二丁目15番10号
125	八幡西区	グループホーム 蜚の郷	北九州市八幡西区香月西三丁目10番17号
126	八幡西区	グループホーム わかば	北九州市八幡西区香月西二丁目9番3号
127	八幡西区	愛好の里グループホーム青春・明苑	北九州市八幡西区馬場山東一丁目26番20号
128	八幡西区	グループホーム 倫尚園	北九州市八幡西区馬場山東三丁目11番1号
129	八幡西区	福の里グループホーム結	北九州市八幡西区楠橋上方二丁目18番37号
130	八幡西区	グループホーム こころ	北九州市八幡西区木屋瀬二丁目7番8号
131	八幡西区	グループホーム 星ヶ丘	北九州市八幡西区星ヶ丘三丁目5番21号
132	八幡西区	グリーンリーフ星ヶ丘	北九州市八幡西区星ヶ丘六丁目1番37号
133	八幡西区	さわやかグループホームせいのう	北九州市八幡西区清納二丁目11番13号
134	八幡西区	グループホームかすがの社（一号館・二号館）	北九州市八幡西区八千代町9番30号
135	八幡西区	きたふくグループホーム「自然の郷」幸神	北九州市八幡西区幸神二丁目6番5号
136	八幡西区	グループホームきらめき 上の原	北九州市八幡西区上の原二丁目17番11号
137	八幡西区	グループホーム聖ヨゼフの園	北九州市八幡西区鷹見台一丁目4番17号
138	八幡西区	グループホームほたるのまち	北九州市八幡西区上上津役五丁目8番1号
139	戸畑区	いこいの里中原	北九州市戸畑区中原西二丁目7番8号
140	戸畑区	さわやかグループホームなかばる	北九州市戸畑区中原西三丁目8番12号
141	戸畑区	グループホーム金刀比羅	北九州市戸畑区金比羅町4番29号
142	戸畑区	認知症対応型共同生活介護 プロムナードとばた	北九州市戸畑区金比羅町4番40号
143	戸畑区	グループホームわらい	北九州市戸畑区新川町5番6号
144	戸畑区	グループホームとばた	北九州市戸畑区千防一丁目1番6号
145	戸畑区	グループホーム 新池	北九州市戸畑区新池三丁目3番19号
146	戸畑区	グループホームらいふ	北九州市戸畑区新池一丁目5番4号
147	戸畑区	グループホーム ほうらい小芝	北九州市戸畑区小芝一丁目6番10号

【小規模多機能型居宅介護】

(H31.4.1時点)

No.	区	事業所名称	事業所の所在地
1	門司区	にぎわい広場 リラ	北九州市門司区小森江三丁目3番26号
2	門司区	小規模多機能ホーム 好日苑大里の郷	北九州市門司区大里戸ノ上四丁目1番40号
3	門司区	ケアホームなごみ吉志	北九州市門司区吉志一丁目8番42号
4	門司区	小規模多機能 きしの森	北九州市門司区吉志七丁目20番30号
5	門司区	小規模多機能型居宅介護 えん	北九州市門司区田野浦二丁目9番33号
6	門司区	小規模多機能さわやか大積館	北九州市門司区大積1175番地の8
7	門司区	ケアホームいやし	北九州市門司区大字柄杓田162番17号
8	門司区	スマイルグラッチャ大里東	北九州市門司区大里東2丁目10番4号
9	小倉北区	小規模多機能型居宅介護おむすび苑	北九州市小倉北区赤坂一丁目7番18号
10	小倉北区	ふれあいの家 黄金 多機能サポートセンター	北九州市小倉北区黄金一丁目9番12号
11	小倉北区	小規模多機能ケア 都の社	北九州市小倉北区都一丁目12番12号
12	小倉北区	小規模多機能ホーム 三萩野	北九州市小倉北区白銀二丁目11番4号
13	小倉北区	小規模多機能 ひだまり	北九州市小倉北区片野四丁目23番2号
14	小倉北区	小規模多機能型居宅介護 ソレイユ北小倉	北九州市小倉北区西港町30番52号
15	小倉北区	小規模多機能ホーム 桜ハウス	北九州市小倉北区上富野四丁目12番42号
16	小倉北区	小規模多機能ホーム ゆ〜じん	北九州市小倉北区清水五丁目11番35号
17	小倉北区	小規模多機能型居宅介護たのしい家小倉北	北九州市小倉北区中井五丁目3番11号
18	小倉北区	小規模多機能ホーム霧ヶ丘	北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目16番4号
19	小倉南区	小規模多機能ホームそね	北九州市小倉南区中曾根四丁目1番3号
20	小倉南区	小規模多機能の家 ハッピー田原	北九州市小倉南区田原一丁目7番26号
21	小倉南区	小規模多機能型居宅介護 こもれびサロン	北九州市小倉南区鱈田若園三丁目3番24号

No.	区	事業所名称	事業所の所在地
22	小倉南区	ひろき苑小規模多機能	北九州市小倉南区蒲生一丁目6番20号
23	小倉南区	小規模多機能型居宅介護 ふたばのその	北九州市小倉南区徳吉西一丁目20番15号
24	小倉南区	小規模多機能ホーム 好日苑 徳力の郷	北九州市小倉南区南方三丁目5番6号
25	小倉南区	小規模多機能型居宅介護 ふたばのみり	北九州市小倉南区高野三丁目1番1号
26	若松区	小規模多機能型居宅介護 ひびきの虹色館	北九州市若松区ひびきの南一丁目2番3号
27	若松区	小規模多機能ホーム ベイサイドわかまつ	北九州市若松区浜町一丁目19番1号
28	八幡東区	ふれあいの家 祝町 多機能サポートセンター	北九州市八幡東区祝町二丁目13番5号
29	八幡東区	ニチケアセンター東田	北九州市八幡東区東田一丁目3番11号
30	八幡東区	ふくし生協小規模多機能ほばしら	北九州市八幡東区尾倉一丁目14番25号
31	八幡西区	小規模多機能 クレアール	北九州市八幡西区岸の浦二丁目2番35号
32	八幡西区	喫茶去庵	北九州市八幡西区森下町27番38号
33	八幡西区	小規模多機能ホームやまびこ	北九州市八幡西区町上津役西二丁目11番23号
34	八幡西区	小規模多機能型 サポートセンター本城	北九州市八幡西区本城東六丁目1番16号
35	八幡西区	小規模多機能型居宅介護事業所 駅前ふくち	北九州市八幡西区陣原三丁目23番18号
36	八幡西区	サンウェル瀬板	北九州市八幡西区則松東二丁目1番12号
37	八幡西区	いきいき倶楽部	北九州市八幡西区東折尾町16番10号
38	八幡西区	セカンドホーム わかば	北九州市八幡西区香月西二丁目9番3号
39	八幡西区	医療法人西田医院 湧水館 小規模多機能センター	北九州市八幡西区野面837番地の1
40	八幡西区	小規模多機能ホームきらめき上の原	北九州市八幡西区上の原二丁目17番11号
41	八幡西区	きたふく小規模多機能ホーム「自悠の庵」幸神	北九州市八幡西区幸神二丁目6番5号
42	八幡西区	さわやか小規模多機能清納館	北九州市八幡西区清納二丁目11番13号
43	八幡西区	小規模多機能ケアリング八千代館	北九州市八幡西区八千代町9番30号
44	八幡西区	医療法人西田医院 湧水館 小規模多機能センターサテライト	北九州市八幡西区野面790番地
45	八幡西区	グリーンコープ小規模多機能ホームおひらき・和(のどか)	北九州市八幡西区御開三丁目40番47号
46	八幡西区	小規模多機能ホーム足水の里	北九州市八幡西区上上津役五丁目8番1号
47	戸畑区	小規模多機能型居宅介護 プロムナードとばた	北九州市戸畑区金比羅町4番40号
48	戸畑区	さわやか小規模多機能中原館	北九州市戸畑区中原西三丁目8番12号
49	戸畑区	愛・コミュニティホーム戸畑菅原	北九州市戸畑区菅原二丁目9番9号
50	戸畑区	医療法人池園医院 ちろりん村小規模多機能型居宅介護事業所	北九州市戸畑区中原西三丁目2番10号

【認知症対応型通所介護】

※共用型を除く

(H31.4.1時点)

No.	区	事業所名称	事業所の所在地	区分
1	門司区	日赤豊寿園デイサービスセンター	北九州市門司区畑1808番地の5	併設型
2	門司区	ケアハウス好日苑デイサービスセンター	北九州市門司区大里戸ノ上四丁目1番40号	併設型
3	門司区	デイサービスみろく	北九州市門司区伊川1739-1	単独型
4	門司区	認知症対応型通所介護 デイサービス 和ごころ	北九州市門司区吉志五丁目7番52号	単独型
5	小倉北区	デイサービスセンター 愛香苑	北九州市小倉北区鑄物師町9番21号	併設型
6	小倉北区	ハートフル片野デイサービスセンター	北九州市小倉北区片野三丁目13番15号	併設型
7	小倉北区	りぼん・りぼん	北九州市小倉北区宇佐町二丁目5番17号	単独型
8	小倉北区	デイサービスセンター たかみね	北九州市小倉北区高峰町3番5号	単独型
9	小倉南区	ふれあい家族デイサービスセンター	北九州市小倉南区長行西三丁目17番2号	単独型
10	小倉南区	あおぞらの里 徳力デイサービスセンター	北九州市小倉南区南方一丁目5番9号	単独型
11	小倉南区	デイサービスセンター貫の里	北九州市小倉南区大字貫1866番地の2	単独型
12	小倉南区	ふれあい家族デイサービスセンター能行	北九州市小倉南区長行西一丁目3番23号	単独型
13	小倉南区	ふれあい家族デイサービスセンター桜橋	北九州市小倉南区徳力七丁目18番8号	単独型
14	小倉南区	デイサービス モンテラッセ	北九州市小倉南区蒲生二丁目4番11号	単独型
15	若松区	デイサービスセンター ライフポート若松	北九州市若松区藤ノ木二丁目1番22号	併設型
16	若松区	ひまわり通所介護サービス	北九州市若松区畑谷町7番43号	単独型
17	若松区	デイサービス こころ	北九州市若松区島田三丁目749番地1	単独型
18	若松区	こいしの郷	北九州市若松区原町8番26号	単独型
19	若松区	デイサービスみのり	北九州市若松区栄盛川町11番15号	単独型
20	八幡西区	医療法人 西田医院 湧水館デイサービスセンター	北九州市八幡西区野面790番地	併設型
21	八幡西区	あおぞらの里 鳴水デイサービスセンター	北九州市八幡西区東鳴水三丁目6番1号	単独型
22	八幡西区	お里の家きらめき 養福寺	北九州市八幡西区養福寺町4-20	単独型
23	八幡西区	お里の家きらめき 本城	北九州市八幡西区本城三丁目8番8号	単独型
24	八幡西区	グローバルケアデイサービス森の家	北九州市八幡西区大膳二丁目21番31号	単独型
25	八幡西区	グローバルケアデイサービス森の家1	北九州市八幡西区大膳二丁目21番21号	単独型
26	八幡西区	グローバルケアデイサービス森の家2	北九州市八幡西区大膳二丁目21番21号	単独型
27	八幡西区	グローバルケアデイサービス森の家3	北九州市八幡西区大膳二丁目21番21号	単独型
28	八幡西区	デイサービス 聖ヨゼフの園	北九州市八幡西区鷹見台一丁目4番17号	単独型
29	八幡西区	あすなろ館デイサービス	北九州市八幡西区則松四丁目21番3号	単独型

【看護小規模多機能型居宅介護】

(H31.4.1時点)

No.	区	事業所名称	事業所の所在地
1	門司区	看護小規模多機能型居宅介護すみれ庵	北九州市門司区風師四丁目12番31号
2	小倉北区	看護小規模多機能ひだまりテラス	北九州市小倉北区東篠崎三丁目2番28号
3	小倉南区	看護小規模多機能型居宅介護 志井ヶ丘 楽々庵	北九州市小倉南区志井六丁目2番5号

※最新の指定状況については、本市HP（トップページ>くらしの情報>福祉・人権>介護>介護保険制度について>介護保険で利用できるサービス>介護保険事業者検索もしくはhttps://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0416.html）をご確認ください。

ユニット型特別養護老人ホーム整備チェックシート

ガイドラインNo.

I 職員配置を踏まえたユニット構成であること

- | | | | |
|----|----------------|-------|--------|
| 1. | ユニット定員数 | | No. 33 |
| 2. | ユニット数 | | No. 34 |
| 3. | ユニットとユニットの位置関係 | | No. 35 |
| 4. | ショートステイとユニット | | No. 36 |

II 諸室の分散と集中が適切になされ、かつ暮らしの場となっていること

- ・ 入居者の基本的な生活がユニットで完結すること
- ・ ユニット職員の動線が概ねユニットで完結すること

- | | | | |
|--------|----------|-------|------------------|
| 1-5. | 居室 | | No. 01-07, 09 |
| 6-8. | トイレ | | No. 10-14 |
| 9-12. | 共同生活室 | | No. 15-21, 23-25 |
| 13. | スタッフルーム | | No. 22 |
| 14-16. | 浴室 | | No. 26-28 |
| 17. | 洗濯室 | | No. 31 |
| 18. | 汚物処理室 | | No. 30 |
| 19. | 介護材料室、倉庫 | | 管理関連諸室編 |
| 20. | 事務室、宿直室 | | 管理関連諸室編 |
| 21. | 仕上げ | | No. 37 |

III 他のユニットや地域とのかかわりがあること

- | | | | |
|----|-------------------------|-------|--------|
| 1. | セミパブリックスペースおよびパブリックスペース | | No. 32 |
|----|-------------------------|-------|--------|

IV その他

- | | | | |
|----|--------|-------|---------|
| 1. | 床 | | No. 38 |
| 2. | 廊下 | | 該当なし |
| 3. | エレベーター | | 該当なし |
| 4. | 掲示スペース | | 該当なし |
| 5. | 施設の玄関 | | 該当なし |
| 6. | その他 | | 管理関連諸室編 |

※ ガイドラインNo. は、参考文献「個室ユニットケア型施設 計画ガイドライン」の「ガイドライン編」の番号

I 職員配置を踏まえたユニット構成であること

1. ユニット定員数

No. 33

具体的なチェックポイント

適切なユニット定員数となっている

考え方

- ・基準「1ユニットの入居定員は10人以下とすることを原則とする」
- ・基準「ただし、特別の事情によりやむを得ない場合、10人を超えるユニットの入居定員がおおむね10人であり、かつ、10人を超えるユニット数が施設の総ユニット数の半数以下であれば認める」
- ・基準「昼間の職員配置はユニットごとに常時1人以上」
- ・ユニットで職員を固定配置するので、ユニット定員数が小さいとシフトが組めず好ましくない

2. ユニット数

No. 34

具体的なチェックポイント

夜勤体制を想定したユニット数となっている

考え方

- ・基準「夜勤の職員配置は2ユニットごとに1人以上」
- ・厚労省Q&A「1名の夜勤者が別の階のユニットを担当することは、原則として避けるべきである」
- ・厚労省Q&A「同一階に奇数ユニットを設けることは避けるべきである」
- ・よって施設の総ユニット数及び1フロアのユニット数は、それぞれ偶数ユニットであることを原則とする

3. ユニットとユニットの位置関係

No. 35

具体的なチェックポイント

ユニットの独立性が適度に保たれている

考え方

- ・ 基準「他のユニット入居者が当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっている」（いわゆる 共同生活室の通り抜けの禁止）
- ・ 厚労省Q & A 「ユニットの共同生活室の壁を可動式にするなどはユニットケアを損なうおそれがあるため、適切ではない」
- ・ 一方で、夜勤を組む2ユニットは近接させうえで、職員動線に配慮すること
- ・ 隣接したユニット間を移動する職員用の扉を設ける等は有効である

4. ショートステイとユニット

No. 36

具体的なチェックポイント

（ショートステイを併設する場合）
ショートステイの特性に応じたユニット構成となっている

考え方

- ・ 基準「ショートステイは単独ユニットとする」（空床利用ショートはこの限りではない）
- ・ よって、単独ユニットでの運営が可能なショートステイ定員数とする

Ⅱ 諸室の分散と集中が適切になされ、かつ暮らしの場となっていること

- ・ 入居者の基本的な生活がユニットで完結すること
- ・ ユニット職員の動きが概ねユニットで完結すること

1. 居室

No. 01, 02, 06

具体的なチェックポイント

適切な広さを備えている
奥行きと幅が適切なプロポーションとなっている
居室内の環境調整ができる

考え方

- ・ 基準「1人あたり10.65㎡以上 2人部屋（夫婦部屋）は21.3㎡以上（内法）」
 - ・ 重度者の優先入所により夫婦入居は減っているため2人部屋は有効ではない
- ※本市の整備方針（応募要件）により、全室個室であること
- ・ 基準「居室内に洗面設備が有る場合はその面積を含み、便所が有る場合はその面積を除く」
 - ・ 家族が宿泊できる程度の広さを確保することが望ましい
 - ・ 居室の幅が極端に狭いと、空間の使い勝手が悪くなる。具体的には、
 - ・ ベッド両側から介助への配慮が必要。この場合、職員がベッドの反対側に行ける幅が必要
→介助者が円滑に移動できる広さを確保する
 - ・ ベッドの配置を平面図に記載すること
 - ・ 車いすの回転直径として1.5m以上が必要である
 - ・ 基準「床面積の1/4以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること」→自然の風や光を取り入れられること（外気を取り込むことができる窓）が大切である

2. 居室

No. 05

具体的なチェックポイント

適切な洗面台がある

考え方

- ・ 基準「居室ごとに設けるか、又は共同生活室に相当数を設ける」
- ・ 解釈通知「居室ごとに設けることが望ましい」
- ・ 基準「要介護者が使用するのに適したものとすること」
- ・ 「整容」と「流し」の双方の機能が求められ、物を置いたり、収納するスペースが必要である
- ・ 居室トイレ内にあると「流し」機能の利用が困難になるため、望ましくない
- ・ 車いすでの利用を想定した高さや形状であること
 - ・ 底がフラットなシンク、適切な高さ（サイド等）に整容品を置くスペースを設ける
 - ・ 鏡は傾斜鏡は避け、低い位置に設置する
- ・ ペーパータオルを設けること

3. 居室

No. 09

具体的なチェックポイント

鍵をかけることができる
扉は指挟み防止

考え方

- ・ 鍵を設けることが望ましい
- ・ 就寝時・外出時・入院時に鍵をかけたい、認知症の方の誤入室を防ぎたいニーズがある
ただし、安全上、マスターキーは必要である
- ・ 鍵は車いすでかけられる高さに設置する
- ・ 居室にかかわらず、入居者が使用する扉は全て指挟み防止のつくりになっていること

4. 居室

No. 03, 04

具体的なチェックポイント

家具を持ち込むことができる
持ち込んだ家具や物品を利用するための建築的・設備的配慮がなされている

考え方

- ・ 持ち込みしやすいように、造り付けの家具や収納などは最低限とする
- ・ 家具などを用意する場合は造り付けではなく撤去可能なものとする
- ・ ショートステイは施設側で家具を用意して構わない

5. 居室

No. 07

具体的なチェックポイント

居室入り口まわりが身体機能の低下や認知力の低下に配慮されている

考え方

- ・ 扉は引き戸とし、入り口まわりの壁に縦手すりを設ける
- ・ 動く扉側には扉を開けるための溝や小さな手すりを設ける
- ・ 扉に居室内が覗けるような小窓を付けることは望ましくない（プライバシー保護の観点から）
- ・ 表札や小物を置いたりできるしつらえは有効である

具体的なチェックポイント

排泄の自立が促しやすい便器と手すり、配置となっている
 掃除がしやすい床材が選定されている
 プライバシーと尊厳に配慮した扉となっている
 適切な臭い対策

考え方

- ・ 便器は前傾姿勢でかかどがつく程度の座面高さとする（可能であれば38cm程度が望ましい）
- ・ 洗浄・乾燥・暖房付便座等の設置を検討する（この場合、メーカーに座面高さ42cm未満の商品が無ければ、42cmでも差し支えない）
- ・ 手すりを設ける（背もたれや前方ボード付手すりの設置についても検討する）
- ・ 扉と便器の向きに留意が必要である（方向転換の動作を少なくする）
→ 後方アプローチ可能な配置・扉が最善だが、側方アプローチでも可。前方アプローチは望ましくない
- ・ 入り口をカーテンやアコーディオンカーテンとすることは好ましくない
- ・ 共同生活室からトイレが丸見えにならないよう配慮すること
- ・ 床は乾式とする
- ・ 局所換気や光触媒などの臭い対策を講じる

具体的なチェックポイント

プライバシーと尊厳に配慮した扉となっている
 共同生活室に共用のトイレを設けること

考え方

- ・ 解釈通知「居室ごとに設けることが望ましい」
- ・ 居室内だからといって入り口をカーテンとすることは好ましくない（安全上も問題である）
- ・ 面積上、扉を閉めて使えない広さでも差し支えないが、その場合は入り口との位置関係に配慮する
- ・ 共同生活室の近くに共用のトイレを設けること
- ・ さらに、浴室の近くに共用のトイレを設けることを検討すると良い

具体的なチェックポイント

ユニット定員10人に対して3つ以上のトイレが分散配置されている

考え方

- ・ 排泄の時間は重なりやすく、居室からの距離を考慮すると、10人ユニットで3つ以上分散配置が必要
- ・ うち、最低1ヶ所は共同生活室の近くに設けること
- ・ さらに、浴室の近くに共用のトイレを設けることを検討すると良い
- ・ 車いすで中に入って扉を閉められることが必要である

具体的なチェックポイント

適切な広さを備えている
 食事スペースに加えてリビングスペースが整備されている
 居心地のよい空間となっている
 隣接・近接の解釈を正しく理解している

考え方

- ・ 基準「床面積は、2㎡×入居定員以上（内法）」
- ・ 居室等の入り口に面した部分は、共同生活室の一部として捉えて差し支えないが、面積要件は移動空間としてのスペース（中廊下1.8m）を除いて算定する必要があるので注意
- ・ その他、移動空間となり得るスペース（中廊下1.8m又は片廊下1.5m）は、共同生活室の一部であっても面積要件に含めることはできない

- ・ 基準「ユニットの入居者全員と職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりできる備品を備えた上で、共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状を確保すること」

- ・ 食事スペースとリビングスペースの双方が用意されていることが望ましい
- ・ 面積に余裕がない場合は、食事スペースの一角にソファなどをおいて計画する
- ・ キッチンを含めて40㎡弱程度の広さが望ましい
- ・ これ以上の面積を当てられる場合、空間を分節化して計画することが望ましい
→ 広すぎないこと
- ・ ユニット内の天井についても、高すぎないように配慮すること

- ・ 上記以外にもユニット内に居場所となりうるコーナーなどを設けることは望ましい
- ・ 背中合わせの二つのユニットの食堂を一体的に利用する計画は好ましくない

- ・ 光が差し込まない暗い位置でないことを確認する
- ・ 戸外空間があることが望ましい

- ・ 居室と共同生活室の位置関係は基準を遵守したうえで、共同生活室の落ち着きを確保する（いわゆる「ハーモニカ型」と言われる配置や、共同生活室が廊下を膨らませたような形のもの）は望ましくない

- ・ 基準「居室は当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられている」
 - ・ ア) . . . 共同生活室に隣接している居室
 - ・ イ) . . . ア) の居室と隣接している居室
 - ・ ウ) . . . イ) の居室等と隣接している居室
- ・ 談話スペース（サブリビング）等を配置して基準を満たすことも可

具体的なチェックポイント

煮炊きができるキッチンとなっている
 食器棚や冷蔵庫などを置くスペースが用意されている
 入居者や職員が手を洗うことができる設備を設ける

考え方

- ・ 解釈通知「入居者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流しや調理設備を設けることが望ましい」
- ・ 煮炊きができるキッチンとなっていること。簡易キッチンは望ましくない
- ・ 食器棚、冷蔵庫、食器洗浄器、炊飯器、電子レンジ、トースターなどの利用が想定されている
- ・ 食器棚、冷蔵庫等、備品の配置を平面図に記載すること
- ・ 盛りつけをすることが想定されている
- ・ 食事のとりわけや再加熱はユニットで行うことになるので、大型の温冷配膳車は必要ない
→家庭的でない
- ・ 対面式キッチンは、見守りながらの配膳や調理が可能という点で有効である。それが難しい場合は必要に応じて作業台を設けること
- ・ 入居者が一緒に配膳等を行えるよう配慮することが望ましい
- ・ 包丁や洗剤等の危険物を安全に保管（スペースの確保、施錠できるものに保管等）できるようにすること
- ・ 食事の前後に手洗いができるよう、手洗い設備を設ける→衛生管理
- ・ 手洗いは、入居者や職員が利用するため、共同生活室内に2ヶ所以上分散配置することが望ましい
- ・ ペーパータオルを設けること

具体的なチェックポイント

身体機能の低下に配置された椅子やテーブルが想定されている

考え方

- ・ 基準「要介護者が食事をしたり、談話を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない」
- ・ 椅子は前傾姿勢でかかとがつく程度の座面高さとする（42センチでは高い）→転倒防止
- ・ 椅子にあわせたテーブルの高さとする（前傾姿勢で食事ができる高さ）→誤嚥防止
- ・ 入居者の身体寸法は様々なので、高さが調節できる椅子・テーブル又は複数タイプの椅子・テーブルを用意する
- ・ テーブルは分散配置することが望ましい（家庭的な配置）
- ・ ソファ、椅子、テーブル、収納、パーテーション等の配置を平面図に記載すること
- ・ 通常の一般家庭では見られないような華美な飾りつけは必要ない

具体的なチェックポイント

ユニットの入り口が玄関らしいしつらえとなっている

考え方

- ・ユニット玄関を設ける
- ・他ユニットの入居者が訪れやすいしつらえとする
- ・ユニット間の入居者の交流や職員の移動、衛生管理等を考慮して、下足の履き替えはユニット玄関ごとではなく、施設の玄関などの施設内の1ヶ所で行う方が望ましい
→下足の履き替えスペースは、履き替え用の椅子などを備えた上で、車椅子が方向転換できる十分な広さを確保すること
- ・ユニット玄関ごとに下足の履き替えを行う場合は、職員についてもユニット玄関ごとに履き替えを行うよう徹底すること
- ・利用者の靴を管理する場所について検討しておくこと（履き替えの場と異なっても差し支えない）

具体的なチェックポイント

ユニット内に個人情報保護に配慮したうえで記録ができるスペースを設ける

考え方

- ・ユニット単位で職員が固定配置されるため、入居者の情報は各ユニットで管理される
- ・記録はユニット単位となるので、個人情報保護に配慮したうえで記録・保管スペースを設ける
- ・食堂の一角に記録コーナーを設けるケースが多い
- ・2ユニットでそのようなスペースを計画することもある
- ・個人情報の書類は、必ず鍵付きの書類棚等に保管すること
- ・従来型の寮母室は不要だが、職員の更衣・休憩（仮眠）スペースは別途必要となる
- ・看護の拠点は、看護諸物品の管理を含め、従来どおり必要である

具体的なチェックポイント

浴室の分散と集約が適切である

考え方

- ・ 個別浴槽をユニット毎もしくは2ユニット毎に設ける
- ・ 臥位機械浴槽は施設全体で設ける
- ・ リフト付き個別浴槽、座位式機械浴槽はこの中間の分散程度となる
- ・ 多人数用の一般浴槽は特養部分に設ける必要性はない

具体的なチェックポイント

身体機能の低下に配慮した個別浴槽となっている

考え方

- ・ 3方向から介助が行えることが望ましい、難しい場合でも2方向介助は確保したい
- ・ 浴槽の幅、奥行き、深さが身体寸法に適している
- ・ リフト付きのユニットバスを代案として用いても構わない

具体的なチェックポイント

マンツーマン入浴に対応した計画となっている

考え方

- ・ 浴室や脱衣室には入居者1人とその介助者（1～2名）だけなので、従来のような広い脱衣スペースは不要
- ・ 浴室に複数の浴槽を設置する場合、壁で仕切るなどプライバシー保護に配慮したつくりであること
- ・ 上記の場合、脱衣室についても壁で仕切るなどプライバシー保護に配慮したつくりであること

具体的なチェックポイント

入居者の衣服やタオルなどのための洗濯機がユニット単位で計画されている
汚物用の洗濯機が職員動線を踏まえて計画されている

考え方

- ・入居者の衣類やタオル用の洗濯機はユニット単位（又は2ユニット単位）で設けることが望ましい
- ・浴室付近に設けることが多いが、ユニット内であればそれ以外でも構わない
- ・ユニット内に戸外空間があれば、そこで干す
- ・ただし、介護職員の負担軽減のため、洗濯業務専任の職員を配置する場合や外部委託する場合は、この限りではない
- ・洗濯は衣類やタオル等清潔なもののみを洗濯し、汚物関係は汚物処理室の洗濯機で洗濯すること→感染防止

具体的なチェックポイント

汚物処理室がユニット単位（場合によっては2ユニット単位）で計画されている
共同生活室、調理室からの距離、運搬の動線について十分に検討されている

考え方

- ・基準「他の設備と区分された一定のスペースを有すること」
- ・基準「換気及び衛生管理等に十分配慮すること」
- ・基準「居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること」
- ・ユニット単位で職員が固定配置されるため、汚物処理室もユニット単位で設けることが望ましい
- ・隣接する2ユニット単位で設ける場合もある
- ・汚物を入居者の目に過度に触れないかたちで適切にユニット外・施設外へと処理できるよう配置することが望ましい
- ・汚物処理室から直接ユニット外・施設外へ移動できる扉や、ダムウエーター等の設置は有効である
- ・また、食事の運搬と汚物の運搬の動線が分かれるよう配置すること（ユニット外での動線においても同様）→感染防止
- ・特に汚物運搬の動線が共同生活室を横切らないよう配慮する→感染防止
- ・洗濯室や浴室に近接して設けることを検討すると良い
- ・局所換気とし、臭気がユニット内に流れ出ないようにしなければならない
- ・入居者が誤って立ち入ることの無いよう、鍵を設けること
- ・汚物洗濯用の洗濯機を設けること

19. 介護材料室、倉庫

具体的なチェックポイント

介護材料室、倉庫等の収納スペースが適切である
清潔なもの和不潔なものを分けて保管できる

考え方

- ・ 職員の動線を考慮した上で、ユニット単位、フロア単位、施設単位に介護材料室、リネン室、倉庫、その他戸棚などの収納スペースを適切に配置する必要がある
- ・ これら収納スペース等については、建設当初に適切に設けられていなかったことにより、後々対応に苦慮している施設が多いため、既存の大規模な介護施設や現場の介護職員等の意見を踏まえて、十分に検討すること
- ・ 清潔・不潔をそれぞれ分別できるよう、保管部屋を分けること
(例：車椅子とポータブルトイレなどは、それぞれ分けて保管すること)
- ・ 入居者が誤って立ち入ることの無いよう、鍵を設けること

20. 事務室、宿直室

具体的なチェックポイント

事務室、宿直スペースが適切な場所に設けられている

考え方

- ・ 事務室は、日中の主たる出入り口の近くに設けるなどして、人の出入りを把握できることが望ましい
- ・ 個人情報の書類は、必ず鍵付きの書類棚等に保管すること
- ・ 防犯や緊急時の対応のため、介護従事者とは別に宿直員を配置する必要がある

21. 仕上げ

No. 37

具体的なチェックポイント

居住の場にふさわしい仕上げとなっている

考え方

- ・ 基準「居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない」
- ・ 居住の場であることを踏まえ、適切な仕上げ材が使われていることが望ましい
- ・ ユニット内やセミパブリックスペースは住まいに相応しい仕上げとすることが望ましい
- ・ 施設的な空間ではなく、家庭的な空間となるような照明、壁紙、床、備品等を検討すること

Ⅲ 他のユニットや地域とのかかわりがあること

1. セミパブリックスペースおよびパブリックスペース

No. 32

具体的なチェックポイント

ユニットのあるフロアにユニットを超えて交流できるスペースが確保されている
地域を感じることができるスペースが確保されている

考え方

- ・ 解釈通知「入居者が、ユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい」
- ・ セミパブリックスペースとはユニットを超えて入居者の交流を促すスペース
- ・ 入居者の趣味活動、おしゃべり、1人で過ごすなどを想定している
- ・ パブリックスペースとは地域を感じることができ、地域の人を呼び込むスペース
- ・ 喫茶、売店、魅力ある中庭、図書室などが計画されることが多い
- ・ パブリックスペースとセミパブリックスペースは共有されていても構わない
- ・ 単に場所を設けるだけではなく、場の使われ方が具体的にイメージできることが大切である
- ・ ホールのように広い空間である必要はない
- ・ 入居者が立ち寄りやすいように、セミパブリックスペース及びパブリックスペースへの動線に配慮すること
- ・ ボランティア室があることが望ましい
- ・ 会議室、研修室等、多目的に利用できる部屋があることが望ましい

※本市の整備方針（応募要件）により、地域交流スペースを必ず設けること

Ⅳ その他

1. 床

No. 38

具体的なチェックポイント

床が転倒防止や職員の腰痛負担の軽減に配慮されている

考え方

- ・ 安全上、転倒しても大事に至らない建築的配慮が必要である
- ・ 併せて、職員の腰痛負担を軽減することが必要である
- ・ 以上のことから二重床、浮床、下地組の床などが望ましい
- ・ 建設費用との兼ね合いから、厚みのあるラバーやクッションを用いた床などもある
- ・ ユニット空間のみ、そのような配慮をする場合もある

2. 廊下

具体的なチェックポイント

廊下の幅が適切である
手すりが設けられている

考え方

- ・ 個別ケアにより多くの入居者が一度に廊下を行き来することはなくなっている
- ・ よって広すぎる廊下とする必要はない
- ・ 広域型の基準「中廊下2.7m、片廊下1.8m以上。アルコーブなどを設けて入居者、職員などの円滑な往来に支障が生じない場合は中廊下1.8m以上、片廊下1.5m以上で差し支えない」
- ・ 地域密着型の基準「中廊下1.8m以上、片廊下1.5m以上。アルコーブなどを設けて入居者、職員などの円滑な往来に支障が生じない場合はこれによらないことができる」
- ・ 車いすの回転直径として1.5m以上が必要である
- ・ 解釈通知「中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう」（入所者の日常生活に直接使用する設備には、トイレや浴室等も含まれる）
- ・ 基準「手すりから測定すること」
- ・ 基準「廊下及び階段には手すりを設けること」
- ・ 廊下に面した扉は引き戸とするか、または廊下側には開かないよう配慮すること（避難用の扉を除く）

3. エレベーター

具体的なチェックポイント

入居者や職員の移動、緊急時の搬送に適した台数を設けること
食事や汚物の専用ダムウエーターの設置も検討すること

考え方

- ・ 入居者や職員の移動、緊急時の搬送のため、エレベーターの数は、おおむね50床ごとに1基以上必要である
- ・ うち、最低1台はストレッチャーで移動出来る広さを確保すること
- ・ 衛生管理対策としての食事や汚物の動線や、運搬による職員の負担軽減を考慮し、専用ダムウエーター等を設置することが望ましい
- ・ 十分な台数を設置できない場合は、適切な代替措置を講じること

4. 掲示スペース

具体的なチェックポイント

掲示板を設置する等、適切な掲示スペースが確保されている

考え方

- ・ 基準「施設の見やすい場所に、運営規定の概要、勤務体制、協力病院、利用料、その他サービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならない」
- ・ 基準「苦情処理のために講ずる措置の概要を施設に掲示すること」
- ・ 上記のほか様々な情報を積極的に開示・提供できるよう配慮された場所と広さであること

5. 施設の玄関

具体的なチェックポイント

利用者、家族の送迎等に支障のないつくりであること
防犯・事故防止・衛生管理等に配慮すること

考え方

- ・ 施設の玄関には庇を設けること
- ・ 利用者の靴を管理する場所について検討しておくこと（履き替えの場と異なっても差し支えない）
- ・ ユニット間の入居者の交流や職員の移動、衛生管理等を考慮して、下足の履き替えはユニット玄関ごとではなく、施設の玄関などの施設内の1ヶ所で行う方が望ましい
→下足の履き替えスペースは、履き替え用の椅子などを備えた上で、車椅子が方向転換できる十分な広さを確保すること
- ・ 施設の玄関等に人の出入りで音が鳴るセンサー等の設置は有効である
- ・ 施設の玄関、職員通用口等に手指消毒液を設けること
- ・ さらに、手洗いなどを設けることを検討すると良い

6. その他

具体的なチェックポイント

その他設けなければならない設備
その他設けることが望ましい設備
駐車スペースの確保
現場職員の意見を踏まえた造りであること

考え方

- ・ 医務室・・・保健所の許可を得ること
- ・ 調理室・・・保健所の許可を得ること
- ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備・・・消防局の許可を得ること
- ・ 建築基準法、都市計画法、福岡県福祉のまちづくり条例など各種法令に適合していること
- ・ 福岡県福祉のまちづくり条例については、便所の広さ、オストメイト、エレベーターの幅、車椅子駐車場、敷地の傾斜などにも注意すること
- ・ 厚労省通知「居室に接するバルコニーは、出火の際の避難・搬送や消火・救助活動の場として有効であり、2階以上の部分に設置することが望ましい」
- ・ バルコニーを設置する場合は、室外機等を設置してもストレッチャーや車椅子が通ることができる幅を確保することが望ましい
- ・ バルコニーからの転落事故等に対する設備的な配慮が必要である
- ・ 入居者・家族、地域交流スペース利用者、職員等の喫煙については、区切られた専用の喫煙場所を設けるなど、防火対策・非喫煙者の受動喫煙防止対策に配慮すること
- ・ 施設の規模に適した駐車スペースを確保すること→入居者の家族、職員等
- ・ 事業運営を開始した際に、実際に建物を使用することとなる現場職員(介護職員・看護職員等)の意見を踏まえた設計・設備であること

参考文献 「個室ユニットケア型施設 計画ガイドライン」

(編集・発行：(社)日本医療福祉建築協会、制作・発売：中央法規出版株式会社)

北九州市における 建築物等に関する規程と手続き窓口一覧

建築物を建築しようとする場合、建築主は、建築基準法をはじめとする様々な法令等に適合するよう、計画しなければなりません。

計画が法令等の規定に適合しない場合は、計画の変更をせざるを得ない場合や、建築できないこともあります。

この窓口一覧は、北九州市内における建築物等の建築確認申請に際して、事前に協議すべき内容や協議先を明示し、判りやすく示したものです。

建築主（建築主から依頼を受けた設計者）は、建築確認申請の前に建築物等に関する規程の所管先と十分な協議を行い、法令等の遵守及び確認審査の円滑化にご協力いただきますようお願いします。

- 原則として、建築確認申請書の提出までに協議・手続き等を済ませてください。
- 許可・証明書等の書類添付がないと受付できないものがあります。
- 指定確認検査機関に建築確認申請する場合も、同様をお願いします。

「分類」凡例

A：建築基準関係規定（建築基準法第6条第1項）

- ・ 建築基準法並びに建築基準法に基づく命令及び条例の規定
- ・ 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で、建築基準法施行令第9条各号に定めるもの

B：「建築基準関係規定」以外の規程

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
A: 建築基準関係規定					
1	A	仮使用認定	建築基準法第7条の6		建築都市局建築審査課 582-2535
2	A	道路相談等	建築基準法第42条	設計時に道路判定を確認 ※未判定通路は「道路相談」を提出	
3	A	建築基準法に基づく許可 ・空地の許可 ・仮設建築物の許可	建築基準法第43条 建築基準法第85条	許可書(写)を添付	
4	A	上記(NO.3)以外の建築基準法に基づく許可・認定	建築基準法第44、48条他 県条例第4、20、24条	許可書(写)を添付	建築都市局建築指導課 582-2531
5	A	建築協定区域内	建築基準法第69条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で該当区域を確認後、各協定運営委員会と協議 協定書(写)及び協議書(写)を添付	
6	A	バリアフリー法(義務) ・延べ床面積2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の特別特定建築物の建築(新築・増築・改築・用途変更により特別特定建築物とする場合を含む)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	市受付分については受付前に所管課で確認。建築確認申請受付後、建築審査課から所管課へ合議	
7	A	省エネ基準適合性判定 ※ 非住宅部分の面積のみ ・2,000㎡以上の新築、増改築 ・300㎡以上の増改築で、既存含め2,000㎡以上になる場合 〔ただし、増改築部分が既存部分より小さいものは除く。〕 〔なお、他に詳細情報あり〕	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	通知書(写)を添付	建築都市局建築審査課 設備係 582-2539
8	A	市街化区域内で1,000㎡以上の敷地	都市計画法 第29条第1項、 第29条第2項、 第35条の2第1項、 第36条第2項、 第37条、 第41条第2項、 第42条、 第43条第1項	法適合について所管課に確認 原則、適合証明書の添付が必要	建築都市局開発指導課 582-2644
9	A	市街化調整区域内	第37条、 第41条第2項、 第42条、 第43条第1項		
10	A	宅地造成工事規制区域内	宅地造成等規制法 第8条第1項、 第12条第1項	法適合について所管課に確認 原則、適合証明書の添付が必要	
11	A	用途地域	都市計画法第8条、第9条	原則として受付前に所管課で確認(ホームページ、外部リンク「G-motty地域情報ポータルサイト」、窓口設置の「都市計画情報案内システム」等)	建築都市局都市計画課 582-2451
12	A	地区計画指定区域内	都市計画法第58条の2 建築基準法第3章第7節 北九州市条例	適合通知書(写)を添付	

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
13	A	高度地区 ※小倉駅前、葛原東地区 (平成27年3月31日時点)	都市計画法第8条、第9条	原則として受付前に所管課で確認(ホームページ(外部リンク「G-motty地域情報ポータルサイト」、窓口設置の「都市計画情報案内システム」等)	建築都市局都市計画課 582-2451
14	A	高度利用地区	都市計画法第8条、第9条		
15	A	都市再生特別地区	都市計画法第8条 都市再生特別措置法第36条		
16	A	特別工業地区(特別用途地区) ※若松区 南二島一丁目、二丁目の一部	都市計画法第8条、第9条 建築基準法第49条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で確認 建築可能用途以外は許可書(写)を添付	建築都市局建築指導課 582-2531
17	A	スポーツ・レクリエーション地区(特別用途地区) ※戸畑区 浅生二丁目の一部 ※八幡東区 桃園二丁目、三丁目、四丁目の一部	都市計画法第8条、第9条 建築基準法第49条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で確認	
18	A	小倉都心小売商業振興特別用途地区(特別用途地区)	都市計画法第8条、第9条 建築基準法第49条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で確認 建築可能用途以外は許可書(写)を添付	建築都市局都市計画課 582-2451
19	A	都市計画に定める地域、地区又は区域が2以上にわたる敷地	建築基準法第52条第7項、91条	原則として受付前に所管課で確認(ホームページ、外部リンク「G-motty地域情報ポータルサイト」、窓口設置の「都市計画情報案内システム」等)、必要に応じて所管課と協議	
20	A	都市計画施設等(都市計画道路、公園等)の区域	都市計画法第53条第1項 都市計画法第65条第1項	道路: 所管課が道路位置を明示(線引き)した配置図を添付 公園: 区域内の場合、許可証(写)を添付	[都市計画道路] ※計画決定区間 建築都市局 都市交通政策課 582-2518 ※事業決定区間 建設局道路建設課 582-2279 建設局街路課 582-2191 折尾総合整備事務所 工事課 691-2522 [都市計画公園] 建設局緑政課 582-2466
21	A	路外駐車場 ・一般公共の用に供する500㎡以上の有料駐車場	駐車場法第12条	路外駐車場設置受理書(写)を添付	建築都市局 都市交通政策課 582-2518
22	A	駐車場付置義務 ・駐車場整備地区 ・商・近商地域 特定用途 2,000㎡以上 非特定用途 3,000㎡以上 ※特定用途と駐車場法施行令第18条による	駐車場法第20条 北九州市条例	駐車施設付置届受理通知書(写)を添付	
23	A	駐輪場付置義務 ・自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設 ※北九州市自転車の放置の防止に関する条例第7条による ・商・近商地域 物販店舗 1,500㎡超	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項 北九州市条例	自転車駐輪場設置届出書(写)を添付	建設局道路維持課 582-2274

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
24	A	区画整理事業区域内	[都市計画決定後事業認可前] 都市計画法 第53条第1項		建築都市局 都市再生整備課 582-2469
25	A	市街地再開発事業の 施行区域内	都市計画法第53条第1項	原則として受付前に所管課で確認	建築都市局 まちなか再生支援課 582-2454
26	A	屋外広告物の設置	屋外広告物法第4条 北九州市屋外広告物条例 第6条	協議後、確認申請図書に 確認済印	【協議】建設局管理課 582-2271 【許可】各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503
27	A	急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条	許可書(写)を添付	福岡県北九州市土整備 事務所在地課 691-2764
			建築基準法第39条 県条例第3条、4条	認定書(写)を添付	建築都市局建築指導課 582-2531
28	A	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の建築	土砂災害防止法第24条・25条 建築基準法施行令第80条の3 平成13年国土交通省告示383号	区域内の建築物は建築基準法令80条の3及び告示に掲げる構造方法に適合すること	【区域について】 ・福岡県砂防課HP 【書面による区域の確認】 ・福岡県北九州市土整備事務所在地課 691-2764 又は、 ・建設局河川整備課 582-2281 【建築基準法施行令・告示】 建築都市局建築審査課 構造係 582-2535
29	A	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の特定の開発行為	土砂災害防止法第10条	区域内の住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者関連施設(制限用途)の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するための必要な技術基準に従っている場合に限り許可	【土砂災害特別警戒区域内の開発許可】 ・福岡県土整備部砂防課 092-643-3678 【制限用途該当性判断】 ・福岡県北九州市土整備事務所在地課 691-2764
30	A	河川・水路の占用 (敷地と道路の接道条件の場合に限る)	(建築基準法第43条)	占用許可書(写)を添付 (敷地と道路の接道条件の場合に限る)	各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
31	A	消防設備	建築基準法第93条第1項～第4項 消防法第7条、第17条 北九州市火災予防条例	申請受付後、 建築審査課及び指定確認 検査機関から所管課に対 して、消防同意を得る。 ※消防法上の危険物に係 る設置、変更許可申請に 関する問い合わせは、消 防局又は各消防署に問 い合わせて下さい。	[申請延面積500㎡以上] 消防局予防部指導課 582-3812 [申請延面積500㎡未満] 門司消防署予防課 372-0119 小倉北消防署予防課 582-0119 小倉南消防署予防課 951-0119 若松消防署予防課 752-0119 八幡東消防署予防課 663-0119 八幡西消防署予防課 622-0119 戸畑消防署予防課 861-0119 ※500㎡未満であっても、 計画通知及び許可申請に ついては、消防局予防部 指導課となります。
32	A	下水道処理区域	下水道法第10条第1項	処理区域内では、接続先 の下水道管及び汚水桝の 有無を所管課並びに現地 で確認 処理区域外で下水道に接 続する場合は、上下水道 局下水道計画課にて確認 申請図書に適合を証する 押印 浄化槽は「浄化槽の設置」 の欄を参照	[処理区域内外の確認] 上下水道局下水道計画課 582-2480 上下水道局東部工事事務 所下水道課 285-3370 上下水道局西部工事事務 所下水道課 285-3380 [処理区域外] ※浄化槽設置 環境局業務課 582-2180 ※し尿処理 環境局業務課 582-2180
33	A	浄化槽の設置	浄化槽法 建築基準法第93条第5 項、6項	環境局業務課受付済の設 置届出書を添付 受付後、建築審査課及び 指定確認検査機関から所 管課へ通知	環境局業務課 582-2180 市保健所 [門司、小倉北、小倉南] 東部生活衛生課 (総合保健福祉センター内) 522-8728 [八幡東、八幡西、若松、 戸畑] 西部生活衛生課 622-4614
34	A	建築物衛生法(ビル管法)によ る特定建築物の使用 学校(学校教育法第1条の規定 によるもの) 8,000㎡以上 下記 3,000㎡以上 興業場、百貨店、集会所、図書 館、博物館、美術館、遊技場、 店舗、事務所、旅館、 学校(学校教育法第1条以外の もの)	建築基準法第93条第5 項、6項 建築物における衛生的環 境の確保に関する法律	受付後、建築審査課及び 指定確認検査機関から所 管課へ通知 所有者等は、使用開始後 1箇月以内に届出	市保健所 [門司、小倉北、小倉南] 東部生活衛生課 (総合保健福祉センター内) 522-8728 [八幡東、八幡西、若松、 戸畑] 西部生活衛生課 622-4614
35	A	臨港地区内	港湾法第40条第1項 北九州市臨港地区内の分 区における構築物の規制 に関する条例	確認申請図書へ適合を証 する押印	港湾空港局港営課 321-5960
36	A	緑化率	都市緑地法 第35条 第36条 第39条第1項	※北九州市内には、緑化 地域に定められた区域は ありません。	建設局緑政課 582-2466

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
----	----	------	-------	------	---------

B:「建築基準関係規定」以外の規程

37	B	省エネ措置の届出 ・延べ床面積300㎡以上の 新築、増改築 〔ただし、省エネ基準適合性 判定の対象を除く。 なお、他に詳細条件あり〕	建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律	工事着工予定日の21日前 までに所管課へ届出	建築都市局建築審査課 設備係 582-2535
38	B	バリアフリー法(認定) ・特定建築物 病院、劇場、観覧場、集会場、 展示場、百貨店その他政令で 定めるもの	高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に関す る法律		建築都市局建築指導課 582-2531
39	B	特定まちづくり施設の届出	福岡県福祉のまちづくり 条例	工事着工予定日の30日前 までに建築主が所管課へ 届出	
40	B	中高層建築物等の届出 ・高さ10mを超える 中高層建築物 ・指定建築物 ・2階以上かつ10戸を超える 共同住宅等	北九州市中高層建築物等 の建築に関する指導要綱 北九州市共同住宅等の建 築計画及び管理に関する 指導要綱	建築確認申請提出日の20 日前までに建築主が所管 課へ届出後、確認申請図 書へ届出済の押印	
41	B	北九州市建築物総合環境性能 評価制度CASBEE(キャスビー) の届出 ・延べ床面積2,000㎡以上の 建築物の新築、増築又は改築 ※増築又は改築の場合は、 その部分が2,000㎡以上	北九州市建築物の総合環 境性能評価に関する要綱	工事着工予定日の21日前 までに建築主が所管課へ 届出	
42	B	建設リサイクル法に係る届出 特定建設資材を用いたり、 使用する以下の工事 ・80㎡以上の建築物の 解体工事 ・500㎡以上の建築物の 新築・増築工事 ・請負金額1億円以上の建築物 の修繕・模様替え等 ・請負金額500万円以上の 土木工事等	建設工事にかかる資材の 再資源化等に関する法律	発注者等が所管課に工事 着手の7日以上前に届出	建築都市局監察指導課 582-2918
43	B	大規模な土地取引の届出 (事後届出制) ・取引の規模(面積要件) 市街化区域 2,000㎡以上 市街化調整区域 5,000㎡以上 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上	国土利用計画法		建築都市局都市計画課 582-2451
44	B	北九州市立地適正化計画の誘 導区域外における事前届出 ・居住誘導区域外で行う3戸以 上の住宅の建築等 ・都市機能誘導区域外で行う誘 導施設の建築等 (誘導施設) 商業施設等:10,000㎡超 公共施設:国県市の拠点施設 病院:病床数200床超 大学等:学生数500名超	都市再生特別措置法	行為着手の30日前までに 届出	

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
45	B	景観重点整備地区 ・建築物の建築等又は外観の過半の色彩変更 全ての建築物 ・工作物の設置等 確認申請を要するもの	景観法 北九州市都市景観条例	行為の着手30日前までに届出	建築都市局都市景観課 582-2595
46	B	大規模建築物(全市域) ・建築物の建築等又は外観の過半の色彩変更 高さ31m超又は延べ面積10,000㎡超(店舗、遊技場等は3,000㎡超) ・工作物の新設等 高さ31m超	景観法 北九州市都市景観条例	行為の着手30日前までに届出	
47	B	景観形成誘導地域 ○臨海部産業 ・建築物の建築等又は外観の過半の色彩変更 高さ10m超又は延べ面積1,000㎡超 ・工作物の新設等 高さ10m超 ○北九州空港周辺 ・建築物の建築等又は外観の過半の色彩変更 全ての建築物 ・工作物の設置等 確認申請を要するもの	景観法 北九州市都市景観条例	行為の着手30日前までに届出	
48	B	関門景観形成地域 ・建築物の建築等又は外観の過半の色彩変更 高さ10m以上又は延べ面積1,000㎡以上 ・工作物の新設等 高さ10m以上(※建築物含む) 築造面積1,000㎡以上 ・土地の形質の変更等 ①土地又は水面 面積1,000㎡以上 ②のり面、擁壁 高さが3m以上かつ延長が10m以上	景観法 関門景観条例	行為の着手30日前までに届出	
49	B	景観協定区域内 ①城野駅北地区3街区	景観法	①確認申請前に協定運営委員会の承認が必要	
50	B	区画整理事業区域内 [市施行] 折尾	[事業認可後] 土地区画整理法 第76条第1項		[申請先] 折尾総合整備事務所 602-3108 [問い合わせ先] 建築都市局 都市再生整備課 582-2469
51	B	折尾地区総合整備区域内			折尾総合整備事務所 602-3108
52	B	生活幹線道路整備地区 ① 門司区:小森江地区 ② 小倉北区:南丘地区 ③ 小倉南区:長行地区、 湯川地区 ④ 若松区:二島地区 ⑤ 八幡東区:大蔵地区、 枝光・大谷地区 ⑥ 戸畑区:牧山地区	生活幹線道路整備事業		①～③ 建設局東部整備事務所 582-2961 ④～⑥ 建設局西部整備事務所 642-5411

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
53	B	道路の占用 歩道の切り下げ 工事に伴う道路損傷・復旧の措置 工事車両の通行認定 (特殊車両の通行許可は建設局管理課)	道路法 道路占用許可申請・協議 道路工事施行承認申請	①工事のための掘削、 構造物の改造、復旧等 ②大型車両等の通行認定 ③足場等の道路占用許可	各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503
54	B	里道・水路(道路法、河川法等の適用又は準用を受けていない法定外公共物)の使用、購入	(地方分権一括法)		[機能を有しているもの] 各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503 [機能を喪失しているもの] 福岡財務支局小倉出張所 561-0481
55	B	河川に面する敷地 水路に面する敷地	北九州市普通河川管理条例		[敷地境界] 各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503 [整備計画] 建設局水環境課 582-2491
56	B	都市公園等の区域内	都市公園法		各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503
57	B	風致地区内	都市計画法第58条 北九州市条例	区域内の場合、許可書(写)を添付	建設局緑政課 582-2466
58	B	特別緑地保全地区、緑地協定等の区域内	都市緑地法		福岡県環境部自然環境課 092-643-3369
59	B	自然公園の区域内	自然公園法 福岡県立自然公園条例		福岡県環境部自然環境課 092-643-3368
60	B	開発行為の届出・許可(宅地の造成) 届出: 開発区域の面積が3ha以上 許可: 開発区域の面積が5ha(標高100m以上の土地を含む場合にあっては、3ha)以上	福岡県環境保全に関する条例第25条(届出)、第28条(許可)		福岡県環境部自然環境課 092-643-3367
61	B	鳥獣保護区特別保護地区内の行為許可 ・工作物の設置 ・水面の埋立又は干拓 ・木竹の伐採	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項		福岡県環境部自然環境課 092-643-3367
62	B	砂防指定地内	砂防法		福岡県北九州市土整備事務所用地課 691-2764
63	B	地すべり防止区域内	地すべり等防止法		

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
64	B	給水装置の構造及び材質 3階建以上の建物	直結式給水施行要綱		[門司、小倉北、小倉南] 上下水道局 東部工事事務所 932-5790 [八幡東、八幡西、若松、 戸畑] 上下水道局 西部工事事務所 644-7820
65	B	ディスポーザ排水処理システム の設置	北九州市ディスポーザ排 水処理システム取扱要綱		上下水道局下水道計画課 582-2480
66	B	廃棄物の保管場所 ・大規模小売店舗(1,000㎡超) ・小売店舗 (500㎡超～1,000㎡以下) ・特定建築物 学校 8,000㎡以上 下記 3,000㎡以上 興業場、百貨店、集会所、図書 館、博物館、美術館、遊技場、 店舗、事務所、旅館	北九州市廃棄物の減量及 び適正処理に関する条例 第27条		環境局業務課 582-2180
67	B	工場等の公害防止			環境局環境監視課 582-2290
68	B	特定建設作業 ・くい打機等、さく岩機、空気圧 縮機、コンクリートプラント、バック ホウ、トラクターショベル、ブル ドーザーを使用する作業	騒音・振動規制法	特定建設作業の7日前ま でに届出	
69	B	土壌汚染対策 3,000㎡以上の盛土、掘削等 の土地の形質変更	土壌汚染対策法	土地によっては、土壌汚 染状況調査及び区域指定 等に、時間を要することが あるので計画の早い段階 で事前に協議を行うこと。	
70	B	環境アセスメント 大規模建築物の建設事業 ・延べ床面積10万㎡以上又は 高さ100m以上	北九州市環境影響評価 条例	手続きに約2年前後要す るため、計画の早い段階 で事前に協議を行うこと。	
71	B	共同住宅等のゴミ置き場 ・階数が2以上で、かつ 10戸を超える共同住宅及び長 屋で、店舗・事務所等の併用の ものを含む	北九州市共同住宅等のご み置場の設置及び管理に 関する要綱		環境局 [門司、小倉南] 新門司環境センター 481-7053 [小倉北、戸畑] 日明環境センター 571-4481 [八幡東、八幡西、若松] 皇后崎環境センター 631-5337
72	B	病院、診療所	医療法		市保健所医務業務課 (総合保健福祉センター内) 522-8726
73	B	薬局、医薬品販売施設(店舗)、 高度管理医療機器等販売・貸 与施設	医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律		市保健所医務業務課 (総合保健福祉センター内) 522-8766
74	B	旅館、ホテル、簡易宿所、下 宿、類似モーテル	旅館業法	許可申請時に、検査済証 (写)を添付	市保健所 [門司、小倉北、小倉南] 東部生活衛生課 (総合保健福祉センター内) 522-8728
75	B	公衆浴場	公衆浴場法		[八幡東、八幡西、若松、 戸畑] 西部生活衛生課 622-4614(環境衛生係) 642-1818(食品衛生係)
76	B	劇場、映画館、演芸場	興行場法		
77	B	納骨堂、火葬場	墓地・埋葬等に関する法 律		

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
78	B	クリーニング所(洗濯するもの)	クリーニング業法		市保健所 [門司、小倉北、小倉南]
79	B	化製場等	化製場等に関する法律		東部生活衛生課 (総合保健福祉センター内) 522-8728
80	B	理・美容所	理・美容師法		[八幡東、八幡西、若松、戸畑]
81	B	飲食店、食品の製造・販売施設等	食品衛生法		西部生活衛生課 622-4614(環境衛生係) 642-1818(食品衛生係)
82	B	貯水槽の有効容量が 10m^3 を超える水道	水道法第34条の2 専用水道及び簡易専用水道取扱要領	給水開始前に届出	
83	B	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設	国家戦略特別区域法	認定申請時に、検査済証(写)または確認済証(写)を添付	
84	B	竣功前の埋立地使用	公有水面埋立法		港湾空港局港営課 321-5960
85	B	海岸保全区域内の行為の制限 ・海岸保全施設以外の施設又は工作物の設置 ・土地の掘削、盛土、切土	海岸法 北九州市海岸保全区域内における占用等に関する規則	海岸法第5条第4項の規定により、北九州港湾管理者の長が管理を行う区域に限る	港湾空港局港営課 321-5960
86	B	港湾隣接地域内の工事等の許可 ・岸壁等の水際線から一定の範囲内においてする構築物の建設等	港湾法第37条 北九州市の管理する港湾の港湾区域内及び港湾隣接地域内における水域の占用等に関する条例及び施行規則		港湾空港局港営課 321-5960
87	B	臨港地区内における行為の届出 ・床面積 $2,500\text{m}^2$ 以上又は敷地面積 $5,000\text{m}^2$ 以上の工場又は事業場の新設や増設	港湾法第38条の2	工事開始の日の60日前までに届出	港湾空港局港営課 321-5960
88	B	埋蔵文化財包蔵地(遺跡内における土木工事)	文化財保護法		市民文化スポーツ局 文化企画課 582-2391
89	B	大規模小売店舗(店舗面積 $1,000\text{m}^2$ 超)の届出	大規模小売店舗立地法		産業経済局 商業・サービス産業政策課 582-2050
90	B	特定工場の新設・変更法の対象となる工場 ①【業種の要件】 製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業(水力、地熱、太陽光発電所を除く)、ガス供給業、熱供給業 ②【規模の要件】 敷地面積 $9,000\text{m}^2$ 以上又は建築物の建築面積の合計が $3,000\text{m}^2$ 以上	工場立地法	工事着工の90日前までに届出。(届出の内容が相当であると認めるときには、最短10日前までの短縮申請が可能。)	産業経済局 企業立地支援課 582-2065
91	B	農地の転用	農地法		東部農業委員会事務局 951-4111 西部農業委員会事務局 693-9971

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
92	B	風俗営業施設 特定遊興飲食店営業施設 店舗型性風俗特殊営業施設 深夜における酒類提供飲食店 営業施設	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第3条、第27条、第31条の22、第33条		建設場所の管轄警察署生活安全課 門司警察署321-0110 小倉北警察署583-0110 小倉南警察署923-0110 若松警察署771-0110 八幡東警察署662-0110 八幡西警察署645-0110 折尾警察署691-0110 戸畑警察署861-0110
93	B	ガソリンスタンドの新設・移設・変更・廃止	揮発油等の品質の確保等に関する法律 石油の備蓄の確保等に関する法律		九州経済産業局 資源エネルギー環境部 石油課 092-482-5477
94	B	電波伝搬障害防止区域内の高層建築物等(地表高31mを超える建築物等)	電波法		総務省九州総合通信局 無線通信部陸上課 096-326-7859
95	B	航路標識の機能障害の恐れのある建築物	航路標識法		第七管区海上保安本部 門司海上保安部交通課 321-1481 若松海上保安部交通課 751-8059
96	B	航空法の制限区域内(北九州空港を中心とする半径約3,500mの円内)	航空法		国土交通省大阪航空局 北九州空港事務所管理課 474-0204
97	B	九電送電線下の建築	電気事業法		九州電力株式会社 北九州送配電統括センター 用地部 用地計画・保全グループ 531-1180
98	B	新幹線のトンネル上の建築物			西日本旅客鉄道株式会社 新幹線管理本部 小倉新幹線 土木技術センター 512-0921
99	B	太陽光発電設備	電気事業法 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)	工作物・建築物の判断については建築審査課(582-2535)と協議を行うこと。	九州産業保安監督部 電力安全課 092-482-5520 環境局 地域エネルギー推進課 582-2238

■ 認知症対応型通所介護(介護予防含む)

【算定のポイント】

- ①「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 3 認知症対応型通所介護費」によって算定をすること。
- ②「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 認知症対応型通所介護費」によって算定をすること。
- ③北九州市の地域加算は10.17である。
- ④介護報酬は、総費用額に9割を乗じて、小数点以下は切捨てを行う。

<例>利用者一人の算定方法:併設型指定認知症対応型通所介護において、要介護3の利用者が6時間以上7時間未満で1ヶ月、週3回の計12日利用した場合の算定方法

総費用額	951単位 基本単位	×	12日 利用日数	×	10.17 地域加算	=	116,060円 ※小数点以下切捨て	…①
介護報酬	116,060円 ①	×	0.9	=	104,454円 ※小数点以下切捨て			…②
利用者負担額	116,060円 ①	-	104,454円 ②	=	11,606円			

■ 認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)

【算定のポイント】

- ①「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 5 認知症対応型共同生活介護費」によって算定をすること。
- ②「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 3 認知症対応型共同生活介護費」によって算定をすること。
- ③北九州市の地域加算は10.14である。
- ④介護報酬は、総費用額に9割を乗じて、小数点以下は切捨てを行う。

<例>利用者一人の算定方法:共同生活住居の数が2以上ある事業所において、要介護3の利用者が1ヶ月(30日)入居した場合の算定方法

総費用額	806単位 基本単位	×	30日 入居日数	×	10.14 地域加算	=	245,185円 ※小数点以下切捨て	…①
介護報酬	245,185円 ①	×	0.9	=	220,666円 ※小数点以下切捨て			…②
利用者負担額	245,185円 ①	-	220,666円 ②	=	24,519円			